

参考資料

令和5年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 10 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 11 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	3
議案第 12 号	堺市立文化館条例の一部を改正する条例	5
議案第 13 号	堺市博物館条例等の一部を改正する条例	7
議案第 14 号	堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例	11
議案第 15 号	堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	13
議案第 16 号	堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	17
議案第 17 号	堺市営住宅条例の一部を改正する条例	19
議案第 18 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	23
議案第 19 号	堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	31
議案第 20 号	堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例	35

議案第 21 号	堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例	39
議案第 22 号	堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例	51

< 議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
20 市長	堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費に関する事務であって規則で定めるもの		20 削除		
(略)			(略)		
22 市長	事業所内保育施設の設置の支援に関する事務であって規則で定めるもの		22 削除		
23 市長	堺市認証保育所の運営補助に関する事務であって規則で定めるもの		23 削除		
(略)			(略)		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
21 市長	堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費の支給に関する事務で	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支	21 削除		

	<u>あつて規則で定めるもの</u>	<u>援給付等関係情報その他の特定個人情報であつて規則で定めるもの</u>			
2 2 市長	<u>事業所内保育施設の設置の支援に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報その他の特定個人情報であつて規則で定めるもの</u>	2 2 削除		
2 3 市長	<u>堺市認証保育所の運営補助における補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であつて規則で定めるもの</u>	2 3 削除		
(略)			(略)		

< 議案第 1 1 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 >

堺市事務分掌条例（昭和 4 7 年条例第 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（局等の設置及び分掌事務）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室・危機管理室 （略）</p> <p><u>市政集中改革室</u></p> <p><u>(1) 行財政改革に関する事項</u></p> <p>ICT イノベーション推進室・泉北ニューデザイン推進室 （略）</p> <p>総務局</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 市長公室、危機管理室、<u>市政集中改革室</u>、ICT イノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び他の局の所管に属しない事項</p> <p>財政局～建設局 （略）</p>	<p>（局等の設置及び分掌事務）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室・危機管理室 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>ICT イノベーション推進室・泉北ニューデザイン推進室 （略）</p> <p>総務局</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 市長公室、危機管理室、ICT イノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び他の局の所管に属しない事項</p> <p>財政局～建設局 （略）</p>

< 議案第 1 2 号 堺市立文化館条例の一部を改正する条例 >

堺市立文化館条例（平成 1 1 年条例第 2 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定管理者に行わせる業務の範囲）</p> <p>第 2 2 条 前条の規定により指定管理者に文化館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用許可その他の文化館の運営に関する業務</p> <p>(2) 第 3 条に規定する事業の実施等に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p> <p>第 2 3 条 市長は、第 2 1 条の規定により指定管理者に文化館の管理をさせようとするときは、<u>前条に規定する業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを</u>指定するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（指定管理者に行わせる業務の範囲）</p> <p>第 2 2 条 前条の規定により指定管理者に文化館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用許可その他の文化館の運営に関する業務 <u>（市長が指定するものを除く。）</u></p> <p>(2) 第 3 条に規定する事業の実施等に関する業務 <u>（市長が指定するものを除く。）</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p> <p>第 2 3 条 市長は、第 2 1 条の規定により指定管理者に文化館の管理をさせようとするときは、<u>特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

< 議案第 13 号 堺市博物館条例等の一部を改正する条例 >

堺市博物館条例（昭和 55 年条例第 13 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、</u>歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁に堺市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 2 条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 他の博物館、図書館、学校、研究所等と緊密に連絡して情報の交換を行うこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第 8 条 <u>法第 20 条第 1 項の規定に基づき、</u>博物館に堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>別表</u></p> <p>(略)</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、<u>博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する博物館として、</u>堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁に堺市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 2 条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第 8 条 <u>法第 23 条第 1 項の規定に基づき、</u>博物館に堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>別表（第 3 条関係）</u></p> <p>(略)</p>

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>別表第1</u> （略）</p> <p><u>別表第2</u> （1）～（2） （略） （3）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 （4）～（10） （略）</p>	<p><u>別表第1（第2条関係）</u> （略）</p> <p><u>別表第2（第4条関係）</u> （1）～（2） （略） （3）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 （4）～（10） （略）</p>

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 他の博物館、図書館、学校、研究所等と緊密に連絡して情報の交換を行うこと。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p>(5) (略)</p>

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（法第3条第3項第3号の条例で定める施設）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（法第3条第3項第3号の条例で定める施設）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<議案第14号 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例>

堺市立老人集会所条例（昭和46年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）																						
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 515 658 568">名称</th> <th data-bbox="658 515 1064 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="282 568 1064 624">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 624 658 679">堺市立湊老松荘</td> <td data-bbox="658 624 1064 679">堺市堺区老松町1丁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 679 658 735"><u>堺市立美木多喜楽荘</u></td> <td data-bbox="658 679 1064 735"><u>堺市南区美木多上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 735 658 791">堺市立浜寺東清寿荘</td> <td data-bbox="658 735 1064 791">堺市西区浜寺船尾町西2丁</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="282 791 1064 844">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		堺市立湊老松荘	堺市堺区老松町1丁	<u>堺市立美木多喜楽荘</u>	<u>堺市南区美木多上</u>	堺市立浜寺東清寿荘	堺市西区浜寺船尾町西2丁	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 515 1552 568">名称</th> <th data-bbox="1552 515 1957 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 568 1957 624">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 624 1552 679">堺市立湊老松荘</td> <td data-bbox="1552 624 1957 679">堺市堺区老松町1丁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 679 1552 735">堺市立浜寺東清寿荘</td> <td data-bbox="1552 679 1957 735">堺市西区浜寺船尾町西2丁</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 735 1957 791">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		堺市立湊老松荘	堺市堺区老松町1丁	堺市立浜寺東清寿荘	堺市西区浜寺船尾町西2丁	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
堺市立湊老松荘	堺市堺区老松町1丁																						
<u>堺市立美木多喜楽荘</u>	<u>堺市南区美木多上</u>																						
堺市立浜寺東清寿荘	堺市西区浜寺船尾町西2丁																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
堺市立湊老松荘	堺市堺区老松町1丁																						
堺市立浜寺東清寿荘	堺市西区浜寺船尾町西2丁																						
(略)																							

<議案第15号 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例>

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（対象者）</p> <p>第2条 1～3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は、行わない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 1～3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は、行わない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>5 （略）</p>

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象者)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<議案第16号 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例>

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援</u></p> <p><u>(4) 児童について医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所として行う診療</u></p> <p><u>(5) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援</u></p> <p><u>(6) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</u></p> <p><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</u></p> <p><u>(8) 障害者支援法第5条第19項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</u></p> <p><u>(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業（診療料金等）</u></p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童について医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所として行う診療</u></p> <p><u>(4) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</u></p> <p><u>(5) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</u></p> <p><u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</u></p> <p><u>(7) 障害者支援法第5条第19項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</u></p> <p><u>(8) その他センターの目的を達成するために必要な事業（診療料金等）</u></p>

第8条 つぼみ診療所及びもず診療所（以下これらを「診療所」という。）の診療料金は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、これにより難しいものについては、市長が定めるところによる。

2・3 （略）

別表（第4条関係）

センターの名称	施設の名称	施設の種類
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	第1もず園	法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター
	第2もず園	法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター
	もず診療所	
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	第1つぼみ園	法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター
	第2つぼみ園	法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター
	つぼみ診療所	

第8条 つぼみ診療所及びもず診療所（以下この条においてこれらを「診療所」という。）の診療料金は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、これにより難しいものについては、市長が定めるところによる。

2・3 （略）

別表（第4条関係）

センターの名称	施設の名称	施設の種類
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	もず園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	もず診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	つぼみ園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	つぼみ診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所

< 議案第 17 号 堺市営住宅条例の一部を改正する条例 >

堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条に規定する施設をいう。</p> <p>(3) （略）</p> <p>（入居者の保管義務）</p> <p>第 21 条 入居者は、<u>市営住宅及び当該住宅の共同施設</u>の使用については、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって<u>市営住宅又は当該住宅の共同施設</u>を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（市営住宅の明渡し）</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条に規定する施設（<u>公営住宅以外の市営住宅にあつては、これに相当する施設</u>）をいう。</p> <p>(3) （略）</p> <p>（入居者の保管義務）</p> <p>第 21 条 入居者は、<u>市営住宅等</u>の使用については、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって<u>市営住宅等</u>を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（市営住宅の明渡し）</p>

第28条 市長は、市営住宅の入居者（第4号から第6号まで、第8号及び第10号にあつては、その同居者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し当該住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 市営住宅又は当該住宅の共同施設を故意に損傷し、損傷するおそれのある業務を営み、又は目的以外に使用したとき。

(5) 失火その他の過失により市営住宅又は当該住宅の共同施設に著しい被害を与えたとき。

(6)～(10) (略)

2・3 (略)

(駐車場の管理)

第45条の2 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(賠償)

第56条 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって市営住宅若しくは当該住宅の共同施設を損傷し、又は滅失させたときは、直ちに、これらを原状に回復し、又は当該損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

第28条 市長は、市営住宅の入居者（第4号から第6号まで、第8号及び第10号にあつては、その同居者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し当該住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 市営住宅等を故意に損傷し、損傷するおそれのある業務を営み、又は目的以外に使用したとき。

(5) 失火その他の過失により市営住宅等に著しい被害を与えたとき。

(6)～(10) (略)

2・3 (略)

(駐車場の管理)

第45条の2 共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(賠償)

第56条 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって市営住宅等を損傷し、又は滅失させたときは、直ちに、これらを原状に回復し、又は当該損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

2 (略)

2 (略)

<議案第18号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(21)</u> 法第52条第10項又は第11項の規定に基づく建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円</p> <p><u>(22)</u> 法第52条第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件 160,000円</p> <p><u>(23)</u> 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件 60,000円</p> <p><u>(24)</u> 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円</p>	<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21)</u> <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に係る算定の特例認定申請手数料 1件 27,000円</u></p> <p><u>(22)</u> 法第52条第10項又は第11項の規定に基づく建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円</p> <p><u>(23)</u> 法第52条第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件 160,000円</p> <p><u>(24)</u> 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件 60,000円</p> <p><u>(25)</u> 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円</p>

(25) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(26) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例認定申請手数料 1件 27,000円

(新設)

(27) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(28) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(29) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(新設)

(30) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率又は建築面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(31) 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(26) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(27) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例認定申請手数料 1件 27,000円

(28) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(29) 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(30) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(31) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(32) 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(33) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率又は建築面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(34) 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(32) 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(33) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(34) 法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(35) 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(36) 法第68条の3第2項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(37) 法第68条の3第3項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(38) 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(39) 法第68条の4の規定に基づく公共施設の整備の状況等に応じ

(35) 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(36) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(37) 法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(38) 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(39) 法第68条の3第2項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(40) 法第68条の3第3項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(41) 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(42) 法第68条の4の規定に基づく公共施設の整備の状況等に応じ

た建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
1件 27,000円

(40) 法第68条の5の2の規定に基づく区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(41) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(42) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(43) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(44) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に係る算定の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(45) 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件 160,000円

た建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
1件 27,000円

(43) 法第68条の5の2の規定に基づく区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(44) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(45) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(46) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(47) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に係る算定の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(48) 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(46) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件 120,000円

(47) 法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件 160,000円

(48) 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(49) 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的見地からの設計に基づく建築物の特例認定申請手数料 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合にあつては78,000円、2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(50) 法第86条第3項の規定に基づく一定の規模以上である一団地（一定の空地を有するものに限る。）内において総合的設計により建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては220,000円、3以上である場合にあつては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(51) 法第86条第4項の規定に基づく一定の規模以上である一団の

(49) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件 120,000円

(50) 法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件 160,000円

(51) 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(52) 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的見地からの設計に基づく建築物の特例認定申請手数料 建築物（当該建築等をする建築物に限る。）の数が1である場合にあつては78,000円、2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(53) 法第86条第3項の規定に基づく一定の規模以上である一団地（一定の空地を有するものに限る。）内において総合的設計により建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては220,000円、3以上である場合にあつては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(54) 法第86条第4項の規定に基づく一定の規模以上である一団の

土地の区域（一定の空地を有するものに限る。）内において総合的見地からした設計により建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(52) 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に係る建築の特例認定申請手数料 建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1である場合にあっては78,000円、2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(53) 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物（一定の空地を有することとなる場合に限る。）の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(54) 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 建

土地の区域（一定の空地を有するものに限る。）内において総合的見地からした設計により建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 建築物（当該建築等をする建築物に限る。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(55) 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は同一敷地内認定建築物の増築等の特例認定申請手数料 建築物（当該新築又は当該増築等をする建築物に限る。）の数が1である場合にあっては78,000円、2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(56) 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は同一敷地内認定建築物の増築等（一定の空地を有することとなる場合に限る。）に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 建築物（当該新築又は当該増築等をする建築物に限る。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(57) 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は同一敷地内許可建築

建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(55) 法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(56) 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(57) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

(58) 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

(59) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

物の増築等の許可申請手数料 建築物（当該新築又は当該増築等をする建築物に限る。）の数が1である場合にあっては220,000円、2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(58) 法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(59) 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(60) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

(61) 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

(62) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

(60) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

(61) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 120,000円

(62) 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(63) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路とみなす道路等の認定申請手数料 1件 27,000円

(64) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 584,000円以内において規則で定める額

(65) 条例第6条第1項の規定に基づく私道（法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けたものに限る。）の変更又は廃止に係る承認申請手数料 1件 77,000円

2 (略)

(63) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

(64) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 120,000円

(65) 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(66) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路とみなす道路等の認定申請手数料 1件 27,000円

(67) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 584,000円以内において規則で定める額

(68) 条例第6条第1項の規定に基づく私道（法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けたものに限る。）の変更又は廃止に係る承認申請手数料 1件 77,000円

2 (略)

< 議案第 19 号 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 >

堺市特別用途地区建築条例（昭和 48 年条例第 40 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>（適用区域）</p> <p>第 2 条の 2 この条例の適用を受ける特別用途地区は、本市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別工業地区又は特別業務地区として都市計画の決定又は変更に係る告示があった区域とする。</p> <p>第 2 章 特別工業地区</p> <p>第 3 条～第 4 条の 3 （略）</p> <p>第 3 章 特別業務地区</p> <p>第 5 条 特別業務地区の区域内においては、法第 48 条第 1 項に定めるもののほか、別表第 4 に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設（道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。）の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>（適用区域）</p> <p>第 2 条の 2 この条例の適用を受ける特別用途地区は、本市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別工業地区、特別業務地区又は特別住居地区として都市計画の決定又は変更に係る告示があった区域とする。</p> <p>第 2 章 特別工業地区</p> <p>第 3 条～第 4 条の 3 （略）</p> <p>第 3 章 特別業務地区</p> <p>第 5 条 特別業務地区の区域内においては、法第 48 条第 1 項に定めるもののほか、別表第 4 に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設（道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。）の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

2 (略)

(新設)

第4章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 特別工業地区（第一種）、特別工業地区（第二種）若しくは特別工業地区（第四種）の区域内の建築物又は特別業務地区の区域内の建築物で、法第3条第2項の規定により第4条第1項から第3項まで又は第5条第1項の規定の適用を受けないものについては、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項から第3項まで又は第5条第1項の規定の適用をうけない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号に定める範囲内において、増築し、又は改築することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第4章 特別住居地区

第6条 特別住居地区の区域内においては、法第48条第3項に定めるもののほか、共同住宅、寄宿舍又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が10分の20を超える建築物は、建築してはならない。ただし、法第52条第14項、法第59条の2第1項若しくは法第68条の3第1項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可し、又は認めた建築物については、この限りでない。

第5章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 特別工業地区（第一種）、特別工業地区（第二種）若しくは特別工業地区（第四種）の区域内の建築物、特別業務地区の区域内の建築物又は特別住居地区の区域内の建築物で、法第3条第2項の規定により第4条第1項から第3項まで、第5条第1項又は前条の規定の適用を受けないものについては、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項から第3項まで、第5条第1項又は前条の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号に定める範囲内において、増築し、又は改築することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(新設)

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項から第3項まで、第4条の3 又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第4条第1項から第3項まで、第4条の3 又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第4条第1項から第3項まで、第4条の3 又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 (略)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

2 (略)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項から第3項まで、第4条の3、第5条第1項又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第4条第1項から第3項まで、第4条の3、第5条第1項又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第4条第1項から第3項まで、第4条の3、第5条第1項又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 (略)

(削る。)

< 議案第 20 号 堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p data-bbox="297 475 667 507">（<u>宅地造成等規制法</u>関係手数料）</p> <p data-bbox="253 528 1111 651">第 36 条 <u>宅地造成等規制法</u>（昭和 36 年法律第 191 号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p data-bbox="282 815 1104 895">(1) <u>法</u>第 8 条第 1 項の規定に基づく工事の許可申請手数料 1 件 460,000 円以内において規則で定める額</p> <p data-bbox="282 916 1104 995">(2) <u>法</u>第 12 条第 1 項の規定に基づく工事の変更許可申請手数料 1 件 460,000 円以内において規則で定める額</p>	<p data-bbox="1191 475 1585 507">（<u>旧宅地造成等規制法</u>関係手数料）</p> <p data-bbox="1146 528 2004 794">第 36 条 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律</u>（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の<u>宅地造成等規制法</u>（昭和 36 年法律第 191 号）（以下この条において「<u>令和 4 年改正前旧法</u>」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p data-bbox="1176 815 2000 895">(1) <u>令和 4 年改正前旧法</u>第 8 条第 1 項の規定に基づく工事の許可申請手数料 1 件 460,000 円以内において規則で定める額</p> <p data-bbox="1176 916 2000 1038">(2) <u>令和 4 年改正前旧法</u>第 12 条第 1 項の規定に基づく工事の変更許可申請手数料 1 件 460,000 円以内において規則で定める額</p>

堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築物を建築する行為（用途変更を含む。第7条第1項において「建築行為」という。）及び同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（第7条第1項及び第9条第1項において「道路位置指定」という。）を必要とする行為並びに<u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における同法第2条第2号に規定する宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為をいう。</u></p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（公共施設、公益施設等の協議）</p> <p>第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築物を建築する行為（用途変更を含む。第7条第1項において「建築行為」という。）及び同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（第7条第1項及び第9条第1項において「道路位置指定」という。）を必要とする行為並びに<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「令和4年改正前旧法」という。）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における令和4年改正前旧法第2条第2号に規定する宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為をいう。</u></p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（公共施設、公益施設等の協議）</p> <p>第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市</p>

計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為

2～6 (略)

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは宅地造成等規制法第13条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事着工前に完了する必要があるとあらかじめ市長が認めたとき、

計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は令和4年改正前旧法第8条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 令和4年改正前旧法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為

2～6 (略)

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは令和4年改正前旧法第13条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事着工前に完了する必要があるとあらかじめ市長が認めた

又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不相当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(公表)

第25条 (略)

2 市長は、宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで又は同法第17条第1項若しくは第2項の規定による命令をしたときは、その旨の標識をその開発区域内における公衆の見やすい場所に設置するとともに、その旨を公表することができる。

(標識の設置)

第28条 (略)

2 開発者は、宅地造成等規制法第8条の許可を受けたとき、又は同法第11条の協議が成立したときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

とき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不相当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(公表)

第25条 (略)

2 市長は、令和4年改正前旧法第14条第2項から第4項まで又は令和4年改正前旧法第17条第1項若しくは第2項の規定による命令をしたときは、その旨の標識をその開発区域内における公衆の見やすい場所に設置するとともに、その旨を公表することができる。

(標識の設置)

第28条 (略)

2 開発者は、令和4年改正前旧法第8条の許可を受けたとき、又は令和4年改正前旧法第11条の協議が成立したときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

< 議案第 2 1 号 堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例 >

堺市霊園条例（昭和 3 8 年条例第 7 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（施設）</p> <p>第 4 条 霊園に霊園の管理上その他必要な施設を置くものとする。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 6 条 霊園を使用しようとする者は、<u>規則</u>の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公募）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定による公募の結果、応募者の数が公募した霊園の区画（以下「墓地」という。）<u>の数に満たず、使用者を決定できない墓地がある場合</u>において、改めて<u>当該墓地</u>を使用させる者を公募しようとするときは、先着順の方法によりすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（選考の方法）</p> <p>第 9 条 市長は、公募の結果応募者の数が<u>墓地</u>の数を超えるときは、抽</p>	<p>（施設）</p> <p>第 4 条 霊園に<u>合葬式墓地（複数の焼骨を合同して埋蔵する施設をいう。以下同じ。）</u>及び霊園の管理上その他必要な施設を置くものとする。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 6 条 霊園を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公募）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定による公募の結果、応募者の数が公募した霊園の区画（以下「墓地」という。）<u>又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵の数に満たない場合</u>において、改めて<u>当該墓地又は合葬式墓地</u>を使用させる者を公募しようとするときは、先着順の方法によりすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（選考の方法）</p> <p>第 9 条 市長は、公募の結果応募者の数が<u>公募した墓地又は合葬式墓地</u></p>

選により使用させる者を決定する。

(使用の制限等)

第10条 市長は、墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、若しくは条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。

(墓地及び面積の制限)

第11条 墓地の面積は、1区画当たり2.6平方メートルから16平方メートルまでとし、その使用は、使用者1人につき1区画とする。ただし、市長が霊園の管理上その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 碑石、形像類の設置場所は、霊園内の通路及び墓地以外とし、その面積は、30平方メートル以内とする。

(使用権の承継等)

第12条 1・2 (略)

3 使用者は、その使用権を譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

【新設】

に係る焼骨の埋蔵の数を超えるときは、抽選により使用させる者を決定する。

(使用の制限等)

第10条 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、若しくは条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。

(墓地及び面積の制限)

第11条 墓地の面積は、1区画当たり2.6平方メートルから16平方メートルまでとし、その使用は、墓地の使用者1人につき1区画とする。ただし、市長が霊園の管理上その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 碑石、形像類の設置場所は、霊園内の通路、墓地及び合葬式墓地以外とし、その面積は、30平方メートル以内とする。

(使用権の承継等)

第12条 1・2 (略)

3 墓地の使用者は、その使用権を譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

(合葬式墓地に係る埋蔵の方法等)

第12条の2 合葬式墓地における焼骨の埋蔵は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(墓地の返還)

第14条 使用者は、墓地が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、これを返還しなければならない。この場合において、使用者は、囲障（玉垣及びこれに類するものを除く。）以外は、撤去しなければならない。

【新設】

(1) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、一時収蔵施設（堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）第3条の一時収蔵施設をいう。以下同じ。）における保管を経ずに、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法（以下「直接合葬」という。）

(2) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、第20条第1項の使用許可証に記載の使用開始日（以下単に「使用開始日」という。）から20年を経過するまでの間、焼骨を一時収蔵施設に保管し、当該期間が経過した後、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法（以下「一時収蔵施設保管後合葬」という。）

2 一時収蔵施設保管後合葬の場合において、一時収蔵施設への保管のために用いることのできる骨箱類の寸法は、縦及び横それぞれ20センチメートル以内で、高さ21センチメートル以内とする。

3 合葬式墓地の使用者は、埋蔵される者の氏名等を掲出するため、合葬式墓地に設置された記名板を使用することができる。

(墓地の返還)

第14条 墓地の使用者は、当該墓地が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、これを原状に回復し、返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が同項の墓地を原状に回復する必要がないと認めたときは、その使用者は、現状のままこれを返還することができる。

【新設】

(使用許可の取消し)

第15条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 3年間管理料を納めないとき。

【新設】

(3)・(4) (略)

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、墓地を原状に復し、返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わなかったときは、市長においてこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、その費用を徴収しないことができる。

(使用権の消滅)

第16条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を主宰す

(合葬式墓地に埋蔵された焼骨の取扱い)

第14条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

(使用許可の取消し)

第15条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地の使用者が使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 墓地の使用者が3年間管理料を納めないとき。
- (3) 合葬式墓地の使用者が、正当な理由なく使用開始日から1年以内に規則で定める焼骨の埋蔵の手続（一時収蔵施設保管後合葬の場合にあつては、焼骨の収蔵の手続）を行わないとき。

(4)・(5) (略)

2 墓地の使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、墓地を原状に回復し、返還しなければならない。

3 墓地の使用者が前項の措置を行わなかったときは、市長においてこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、その費用を徴収しないことができる。

(使用権の消滅)

第16条 墓地の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 墓地の使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を

る者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

(3) 使用者である法人が解散した日から起算し、1年を経過しても祭祀を主宰するものがないとき。

(使用許可の特例)

【新設】

第17条 市長は、第15条第1項の規定により使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合において、所定の手続により市長が墳墓を移転する前に従前の使用者の親族又は縁故者からその墓地を使用したい旨申出があったときは、これを許可することができる。

(使用料)

第18条 墓地の使用料は、別表に定めるところにより許可の際徴収する。

(墓地の変更等)

第18条の2 市長は、使用者の申請に基づき、特に理由があると認める場合に限り、墓地の変更について許可することができる。

2 前項の場合の使用料については、変更後の墓地に係る使用料額から既納の使用料額を控除した残額を徴収する。ただし、既納の使用料額が変更後の使用料額より高額であっても、その差額は還付しない。

主宰する者がいないとき。

(2) 墓地の使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

(3) 墓地の使用者である法人が解散した日から起算し、1年を経過しても祭祀を主宰するものがないとき。

(無縁墓地の改葬等)

第17条 市長は、第15条第1項の規定により墓地の使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合は、当該墓地に埋蔵された焼骨を合葬式墓地に改葬することができる。

2 市長は、前項の規定による改葬の前に従前の墓地の使用者の親族又は縁故者からその墓地を使用したい旨申出があったときは、これを許可することができる。

(使用料)

第18条 霊園の使用料は、別表に定めるところにより使用許可の際徴収する。

(墓地の変更等)

第18条の2 市長は、墓地の使用者の申請に基づき、特に理由があると認める場合に限り、墓地の変更について許可することができる。

2 前項の場合の使用料については、変更後の墓地に係る使用料額から既納の使用料額を控除した残額を徴収する。ただし、既納の使用料額が変更後の使用料額より高額であっても、その差額は還付しない。

(市外居住者の使用料)

第19条 第5条ただし書の規定により、市外に住所を有する者に墓地の使用を許可するときは、その使用料は、第18条に定める使用料の5割増とする。

(管理料)

第21条 使用者は、清掃その他霊園の管理に要する経費として使用許可を受けた墓地1平方メートルにつき1年1,500円以内において市長が定める管理料を納入しなければならない。

2 (略)

(使用料及び管理料の還付)

第22条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に定める基準により使用料又は管理料を還付することができる。

- (1) 使用許可証に記載の使用開始日（以下単に「使用開始日」という。）前に市長に使用許可の取消しを申し出て、これが認められたとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用開始日から3年以内において、未使用の墓地を返還するとき。 既納の使用料の5分の4に相当する額及び墓地を返還した年度における既納管理料を月（1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てた月数とする。）割りにより清算した額（以下この条において「月割管理料還付額」という。）
- (3) 使用開始日から3年以内において、改葬後の墓地を返還すると

(市外居住者の使用料)

第19条 第5条ただし書の規定により、市外に住所を有する者に使用許可（記名板の使用に係るものを除く。）をするときは、その使用料は、第18条に定める使用料の5割増しとする。

(管理料)

第21条 墓地の使用者は、清掃その他霊園の管理に要する経費として使用許可を受けた墓地1平方メートルにつき1年1,500円以内において市長が定める管理料を納入しなければならない。

2 (略)

(使用料及び管理料の還付)

第22条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に定める基準により使用料又は管理料を還付することができる。

- (1) 墓地の使用者が、使用開始日前に市長に使用許可の取消しを申し出て、これが認められたとき。 既納の使用料の全額
- (2) 墓地の使用者が、使用開始日から3年以内において、未使用の墓地を返還するとき。 既納の使用料の5分の4に相当する額及び墓地を返還した年度における既納管理料を月（1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てた月数とする。）割りにより清算した額（以下この条において「月割管理料還付額」という。）
- (3) 墓地の使用者が、使用開始日から3年以内において、改葬後の墓

き。 既納使用料の5分の3に相当する額及び月割管理料還付額

- (4) 使用開始日から3年を経過している場合において、墓地を返還するとき。 既納使用料の2分の1に相当する額及び月割管理料還付額

【新設】

【新設】

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第27条 前条の規定により指定管理者に霊園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 霊園の運営に関する業務
 - (2)・(3) (略)
- (指定管理者の指定の手続)

地を返還するとき。 既納使用料の5分の3に相当する額及び月割管理料還付額

- (4) 墓地の使用者が、使用開始日から3年を経過している場合において、墓地を返還するとき。 既納使用料の2分の1に相当する額及び月割管理料還付額

- (5) 合葬式墓地の使用者が、規則で定める焼骨の埋蔵の手続（一時収蔵施設保管後合葬の場合にあっては、焼骨の収蔵の手続）を行う前に使用許可の取消しを申し出て、これが認められたとき。 既納の使用料の全額

- (6) 合葬式墓地の使用者が、一時収蔵施設において保管している焼骨を合葬式墓地以外の墳墓に改葬するとき。 既納の使用料を20で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に、焼骨の返還を受けた日以後の当該一時収蔵施設における保管に係る残余の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）を乗じて得た額の半額

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第27条 前条の規定により指定管理者に霊園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 霊園の運営に関する業務 （使用許可その他市長が定める業務を除く。）
 - (2)・(3) (略)
- (指定管理者の指定の手続)

第28条 市長は、第26条の規定により指定管理者に霊園の管理をさせようとするときは、公の施設の管理運営に関する実績及び墓地の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを指定するものとする。

2・3 (略)

別表 (第18条関係)

種別	金額
一般墓地	1平方メートル当たり420,000円
碑石、形像類の設置場所	1平方メートル当たり180,000円

備考

- 1 (略)
- 2 芝生墓地については、上記金額の1割増しとする。

第28条 市長は、第26条の規定により指定管理者に霊園の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2・3 (略)

別表 (第18条関係)

種別	金額	
墓地	1平方メートル当たり420,000円	
碑石、形像類の設置場所	1平方メートル当たり180,000円	
合葬式墓地	直接合葬	1体当たり50,000円
	一時収蔵施設保管	1体当たり150,000円
	後合葬	
記名板	1枚当たり50,000円	

備考

- 1 (略)
- 2 墓地のうち芝生墓地については、上記金額の1割増しとする。

堺市立霊堂条例 (平成6年条例第33号) 新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正後 (案)

(使用の許可)

第5条 納骨壇又は附属施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 納骨壇については、1世帯につき2基まで使用の許可を受けることができる。

5 市長は、第1項の許可をした者（以下「使用者」という。）に対し、規則で定める使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(使用料)

第9条 (略)

2 使用料は、使用の許可の際又は継続使用の許可の際に納付しなければならない。

3 (略)

(焼骨等の引取義務等)

第18条 (略)

2 前項の場合において使用者が焼骨等を引き取らないとき又は第15条の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該焼骨等を適当と認める他の場所に収蔵し、又は埋蔵することができる。

(使用の許可)

第5条 納骨壇又は附属施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2・3 (略)

4 納骨壇については、1世帯につき2基まで使用許可を受けることができる。

5 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、規則で定める使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(使用料)

第9条 (略)

2 使用料は、使用許可の際又は継続使用の許可の際に納付しなければならない。

3 (略)

(焼骨等の引取義務等)

第18条 (略)

2 前項の場合において使用者が焼骨等を引き取らないとき又は第15条の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該焼骨等を合葬式墓地（堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）第4条に規定するも

3・4 (略)

(一時収蔵施設)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時収蔵施設に焼骨等を収蔵することができる。

(1) (略)

【新設】

【新設】

【新設】

(2) 前号に定める場合のほか、霊堂の運営を円滑に行うため市長が必要があると認めて焼骨等を一時的に保管するとき。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第23条 前条の規定により指定管理者に霊堂の管理を行わせる場合に

のをいう。以下同じ。)その他の適当と認める他の場所に収蔵し、又は埋蔵することができる。

3・4 (略)

(一時収蔵施設)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時収蔵施設に焼骨等を収蔵することができる。

(1) (略)

(2) 合葬式墓地の使用許可(堺市霊園条例第12条の2第1項第2号に規定する一時収蔵施設保管後合葬に係るものに限る。)を受けた者が、焼骨を埋蔵するまでの間、当該焼骨を保管するとき。

(3) 堺市霊園条例第13条第1項の規定による改葬をさせる場合において、当該改葬をさせるまでの間、市長が必要があると認めて焼骨を一時的に保管するとき。

(4) 堺市霊園条例第17条第1項の規定による改葬を行う場合において、当該改葬を行うまでの間、焼骨を一時的に保管するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、霊堂の運営を円滑に行うため市長が必要があると認めて焼骨等を一時的に保管するとき。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第23条 前条の規定により指定管理者に霊堂の管理を行わせる場合に

おけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 附属施設の使用許可その他の霊堂の運営に関する業務

(2)・(3) (略)

(指定管理者の指定の手続)

第24条 市長は、第22条の規定により指定管理者に霊堂の管理をさせようとするときは、公の施設の管理運営に関する実績及び霊堂の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを指定するものとする。

2・3 (略)

【新設】

おけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 附属施設の使用許可その他の霊堂の運営に関する業務(納骨壇の使用許可その他市長が定める業務を除く。)

(2)・(3) (略)

(指定管理者の指定の手続)

第24条 市長は、第22条の規定により指定管理者に霊堂の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2・3 (略)

(利用料金)

第28条 市長は、附属施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 附属施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納し

(管理の基準)

第28条 霊堂の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

【新設】

(1)～(4) (略)

2 市長は、前項第1号の規定により指定管理者が開館時間等を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(損害賠償)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

なければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第29条 霊堂の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 附属施設の使用許可等は、第5条、第7条及び第13条の規定の例により行うこと。

(2)～(5) (略)

2 市長は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めるときは、速やかにこれを公告するものとする。

(損害賠償)

第30条 (略)

(委任)

第31条 (略)

<議案第22号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例>

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) <u>法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項</u></p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる調査審議の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2条第2号に規定する事項に係る調査 1日につき30,000円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外の調査審議 1日につき10,200円</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、本市に堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(委員長)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第8条</u> 1～3 (略)</p> <p><u>4 第2条第2号に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。</u></p> <p><u>(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。</u></p> <p>(関係者の出席)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(委員長)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> 1～3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(関係者の出席)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第9条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p>
---	---

令和5年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

令和5年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076

